3 公園·緑地·緑道

■景観形成の視点

公園・緑地・緑道は、区民のみならず板橋区を訪れる全ての方に 対する憩いやレクリエーションの場の提供をはじめ、多様な生物の 生息環境の保全、災害時の一時避難場所等の防災機能を担うなど、 様々な目的や機能を兼ね備えており、区民等にとって最も身近で大 切な公共施設と言えます。

そこでは、子供達が遊び、ファミリーやお年寄りが憩い、語らい、 そして若者が集うような光景が思い浮かびます。また、季節に応じ た草花や花木の彩りと香りが四季の訪れを伝えてくれます。

このように公園・緑地・緑道は、うるおい感や解放感を演出する とともに季節の移り変わりによる彩りを提供するなど、区民等の心 の豊かさの醸成や都市全体の景観向上に寄与しています。

このため、計画においては、その位置や規模、設置目的等を踏まえた上で、四季を通じて楽しめる樹種の選定や生長を考慮した植栽計画等、時間の経過を考慮した計画を行うことが大切で、自らが掘り下げた検討を重ねていくことが重要となります。また、板橋区北西部に多くみられる地形や農地などの自然環境に敬意を払い、調和を図りながら、地域の緑豊かな景観形成をリードし、地域全体の景観向上に寄与するよう、取り組むことが求められています。

■景観形成の方針

●全体景観

• まちとのかかわりや地域特性を尊重した魅力づくりに配慮

●個別景観

○境界部

- 周りとのかかわりに配慮
- 緑化による潤いづくりに配慮

$O\lambda\Box$

ゆとりや魅力づくりに配慮

○公園施設

• 親しみや魅力ある施設づくりに配慮

超阿

3 公園·緑地·緑道

方針

まちとのかかわりや地域特性を尊重した魅力づくりに配慮

考え方

公園・緑地・緑道を取巻く地域には、自然や歴史・文化的な景観資源、民間施設、他の公共施設があります。対象施設を単独としてとらえるのではなく、これらとのかかわりや調和の観点から景観整備を行うことが重要です。

●公園・緑地・緑道周辺の住宅地や商業地等とのかかわりやその特性を尊重した魅力づくりに配慮する。

- →周辺からの見え方への配慮(導入、ランドマーク、周辺のスカイライン)
- →公園の入口部や境界部は、地域にふさわしいまちかどの表情や緑と調和する落ち着いたデザインに配慮
- →住宅地等においては緑と調和する落ち着いたデザインに配慮
- →同じ機能の街区公園であっても必ずしも同じ景観形成の公園になるとは限らない。例えば、住宅地内と商業地内の公園では、それぞれの特性に応じた景観形成の公園づくりがあることを意識することが重要
- ②公園・緑地・緑道周辺の緑や歴史・文化的な景観資源とのかかわりやその特性を尊重した魅力づくりに配慮する。
 - →景観資源の特徴を公園づくりに活かす工夫
 - →利用者を魅了する景観の演出(水、緑・彩り、歴史・文化的な景観資源の活用)
 - →公園のトイレや施設等に地域特性を活かしたデザインを行う場合は、その特性を単純に模倣化するのではなく、その本質的な特徴を活かしたデザインに配慮(特性を単純に模倣化するとは、例えば公園の周囲に神社がある場合に、神社の形態や色彩を地域特性と見立ててそのままトイレ等のデザインに取り入れること)

■全体景観の考え方



33

また、公園・緑地・緑道は、都市のなかにあって多くの区民がやすらぎ、集い、活動する施設です。 地域特性を尊重し誰にも親しまれ愛されるような魅力づくりや誰にでも使いやすく、快適に利用できることが重要です。

- ❸公園・緑地周辺の他の公共施設とのかかわりやその特性を尊重した魅力づくりに配慮する。
 - →例えば、隣接公共建築物の歩行空間、または通り抜け空間との一体化や協調化に配慮
- ◆区民がやすらいだり、ほっとするなど、おもてなし感が得られるような施設づくりに配慮する。
 - →緑陰や休息の場づくり、ゆとりや落ち着ける場づくり
 - →心の和みや歓迎の意が感じられるような花木や草花の植栽計画
- **5**人にやさしい、ユニバーサルな施設づくりに配慮する。
 - →安全への配慮がなされ、誰にも使いやすい施設づくり



▲電車への見通しに配慮した施設や樹木等の計画がなされている/練馬区[②]



▲水辺沿いに緑陰と休憩スペースを設け、やすらぎの場づくりに配慮/板橋区、北区(都立浮間公園)【◆】



▲入口周りを草花による彩りで、人を迎える演出への配慮がされている/板橋区(赤塚植物園)【❹】



▲周辺の緑と調和した落着きのあるスロープとしている /港区【❸】

3 公園·緑地·緑道

境界部

方針 1

周りとのかかわりに配慮

考え古

公園・緑地・緑道には道路のほか、河川や公共建築物などが隣接する場合があります。 このような場合は、これらとの空間や施設の連携や協調化が重要です。住宅地や商業地など と接する場合は、これらとのかかわりに配慮して外周部の施設づくりを行うことが重要です。

●道路(歩道)空間、水辺空間、公共建築物と敷地との一体化・協調化に配慮する。

- → 例えば、境界部と歩道空間を一体化させ、歩行者のゆとり空間の確保や舗装、緑などとの協調化に配慮
- ②柵・フェンス等を設ける場合は、周りと調和する形態・意匠に配慮する。
 - →例えば、住宅地周りにある柵・フェンス類は、住宅地の建物や緑などを引き立てるような形態・意匠の 選定に配慮

配慮事項

事例写真



▲公園と道路の境界を一体的な舗装デザインとすることで協調化を 図り、ゆとり空間の創出をしている/三郷市【◆】



▲歩道と公園の舗装を一体化させ、ゆとりある歩行者空間を創出している/佐倉市【①】



▲公園に隣接した道路と連携をした彩りのある緑づくりに配慮して いる/千代田区【◆】



▲公園外周部のフェンスの色と緑を調和させている /品川区【②】

35

方針 2

緑化による潤いづくりに配慮

考え方

境界部における緑は、周辺に対して潤いを提供する景観として重要です。周辺とのかかわりや 季節の変化等に配慮した樹木等の選定が重要です。

配慮事項

事例写真

- **①**樹木等の選定においては、街並みの連続性に配慮する。
 - →周りが住宅地の場合は、住宅地の樹木や草花との連続性に配慮
- ②花や紅葉等による季節感の演出や彩りづくりに配慮する。
 - →四季の変化に応じた花や葉の草花、樹木類の選定に配慮
- ③樹木等の選定においては、周辺への悪影響や維持管理に配慮する。
 - →落葉や害を及ぼす鳥などへの配慮
 - →樹木の場合、数十年後の生長に配慮(大き過ぎて周辺に悪影響)
- △法面・擁壁を設ける場合は、緑化や素材等に配慮する。
 - →擁壁を設ける場合は、できるだけ緑化用ブロック等の材料の選定に配慮







▲公園の敷地境界部と歩道の一体化に配慮している ✓目黒区【②】



▲公園の擁壁として緑化ブロックを設け、緑の潤いづくりを図っている/渋谷区【◆】

3 公園·緑地·緑道

入口

方針 3

ゆとりや魅力づくりに配慮

考え方

配慮事項

事例写真

公園・緑地・緑道の入口は、公園の顔ともなるところです。誰もが入りやすい配慮をする とともに、人を迎えるしつらえや演出も重要です。

- ●道路(歩道)からの見通し、つながりに配慮する。
 - →入口部と道路(歩道)空間との一体的な整備
- ②入口づくりにおいては地域特性の尊重やおもてなしに配慮する。
 - →地域特性を尊重したデザインの取り入れに配慮
 - →入口部への広場空間の確保に配慮
 - →開放性や彩り、潤いづくり、シンボルツリーの植栽、舗装やゲートによる演出など、おもてなしの景観づくり(ウェルカム)に配慮

▲プランターによる彩りづくりに配慮した開放性のある公園の入口周りとしている/中央区【① ②】



▲入口に多彩な草花を設え、彩りや潤いづくりに配慮されている /新宿区【②】



▲入口にシンボルツリーを植栽して演出を図っている /板橋区(平和公園)【②】



▲入口に柱状のモニュメントや大広場を設けて入口を強調している/佐倉市【②】

公園施設

方針 4

親しみや魅力ある施設づくりに配慮

考え方

亚

事項

公園施設は、地域特性や周りとのかかわりに配慮して地域住民に親しみや愛着が湧くような施設づくりが重要です。

● 1建築物等は、周辺の地域特性を尊重したデザインに配慮する。

- →管理棟やトイレ、東屋等は周辺の地域特性を尊重したデザインに配慮
- ②遊具類は、必要な特性を活かし、周辺に対して過度に目立ち過ぎないような色彩とするとともに、安全基準を満足するよう配置する。
 - →目立つ色彩の遊具類を設置する場合、周辺の景観要素を踏まえた上、可能な限り周囲から目立ちにくい配置や樹木等の遮へいに努める
- ❸設備等が露出し過ぎないように周りを植栽や障壁等で間接的な遮へいに配慮する。

▲柱等に木材を使用し、周りの環境に配慮している /三島市【①】



▲周辺の緑と調和した休憩施設を設けている/江戸川区【①】





▲設備類の前面に植栽を施し、目立たない工夫をしている /目黒区【❸】



■景観形成の視点

河川は、古くより地域と深いかかわりを持ち、治水や利水の面から生活、 産業及び文化等に大きな影響を及ぼしてきた公共施設です。

また河川の護岸は、現在も水害から都市を守ると同時に、河川の水辺空間は、人が散策や休憩、親水、スポーツ活動などを行う空間として、利用され親しまれています。荒川を始めとし、石神井川など、魚や昆虫等の多様な生物の生息の場として貴重な空間となっています。

このため、河川の安心・安全な機能整備を基本とするとともに、景観形成においては、道路や周辺の住宅地、商業地などとのつながりや調和に配慮し、河川空間の潤いや魅力づくりに配慮することが大切となります。

例えば、河川においては水の流れやその周りの緑と、その空間の中で活動する人、河川から見通す周りの住宅地、商業地などを、言わば景観の主演者(図の部分)ととらえる必要があります。一方、護岸や柵などは本来、河川や利用者の安心・安全を担う重要な役割を果たしていますが、景観においては主演者を引き立てる助演者(地の部分)と認識し、互いの立場を活かし協力し合うことで良好な景観の舞台(河川空間)づくりができるようになります。

■景観形成の方針

●全体景観

• まちとのつながりや地域特性を尊重した魅力づくりに配慮

●個別景観

○水辺の道・オープンスペース

ゆとりや眺望の場や潤いづくりに配慮

〇護片

• 周辺との調和や潤いづくりに配慮

図解

4 河川

方針

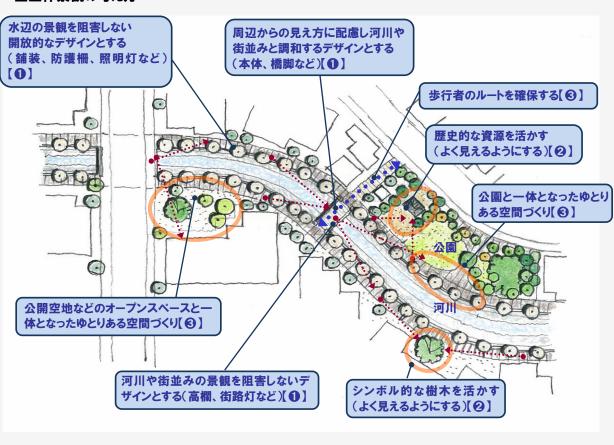
まちとのつながりや地域特性を尊重した魅力づくりに配慮

考え方

河川を取巻く地域には、自然や歴史・文化的な景観資源、民間施設、他の公共施設があります。 対象施設を単独としてとらえるのではなく、これらとのつながりや調和の観点から景観整備を行う ことが重要です。

- 河川周辺の住宅地や商業地等とのつながりやその特性を尊重した魅力づくりに配慮する。
 - →例えば、住宅地に接する場合は住宅地からの見え方や緑との調和に配慮
 - →周辺の建築物、都市空間の多様な表情、利用者の活動等に合わせた魅力づけ
- ② 河川周辺に緑や歴史・文化的な景観資源がある場合は、これらとのつながりやその特性を尊重 した魅力づくりに配慮する。
 - →周辺の生態系を含む自然環境に配慮
 - →周辺のシンボルとなる樹木や歴史的な資源を活かす配慮
 - →水辺や緑、護岸等が一体となって良好な景観を形成することが重要であるが、水辺や緑、人が引き立つように 護岸等の仕上げや色彩に配慮
 - →街並みや水辺の景観を阻害しないデザインに配慮
 - →防護柵や護岸等に地域特性を尊重したデザインを行う場合は、その特性を単純に模倣化するのではなく、その本質的な特徴を活かしたデザインに配慮(特性を単純に模倣化するとは、例えば河川では魚を地域特性と見立てて、その形や色を護岸のデザインにそのまま取り入れること)

■全体景観の考え方



41

また、河川は、都市の骨格を形成し、多くの区民に意識されている景観軸となっています。地域特性 を尊重し誰にも親しまれ愛されるような魅力づくりや安心・安全な機能を有するとともに誰にでも使い やすく、快適に利用できることが重要です。

- ❸河川周辺の他の公共施設とのつながりやその特性を尊重した魅力づくりに配慮する。
 - →橋詰部は、見え方や道路空間と一体的なゆとり空間の確保に配慮
 - →公園や緑道と隣接する場合は、一体的なゆとり空間の確保に配慮
- △区民がやすらいだりほっとするなど、おもてなし感が得られるような施設づくりに配慮する。
 - →水辺沿いに休息と眺望ができるような親水性のあるゆとり空間や休憩施設等の確保に配慮
 - →親水性に配慮

事例写真

- ⑤人にやさしい、ユニバーサルな施設づくりに配慮する。
 - →安全への配慮がなされ、誰にも使いやすい施設づくりに配慮



▲水辺への眺めに配慮した転落防止柵としている /横浜市【②】





▲河川や周辺と調和した橋や階段、水辺部のデザインとしている /横浜市【❹】



▲水辺に親しめるような工夫をしている/練馬区【❹】

4 河川

水辺の道・オープンスペース

方針

ゆとりや眺望の場や潤いづくりに配慮

水辺の道やオープンスペースは、休息や水辺への眺めなどを考慮してゆとり空間と眺望の 場づくりが重要です。また緑は、行き交う人や周辺の街並みに対する潤いづくりとして重要 となります。

事例写真

- 水辺の道には、要所において休憩スペースや視点場づくりに配慮する。
 - →水辺の道の一部膨らましによる休憩スペースや視点場づくりに配慮
- 2 道路等との橋詰部には、休憩スペースや視点場づくりに配慮する。
 - →橋詰部にゆとりスペースがある場合は、できるだけ休憩スペースや視点場づくりに配慮
- ③ 季節の変化による彩りづくりや樹木類による潤いづくりに配慮する。
 - →四季の変化に応じた花や葉の草花、樹木類の選定に配慮
- ❹ 樹木等の選定においては、周辺への悪影響や維持管理に配慮する。
 - →落葉や害を及ぼす鳥などへの配慮
 - →樹木の場合、数十年後の生長の考慮(大きくなり過ぎて周辺に悪影響)



▲河川沿いに水辺に近づける眺望の場を設けている /横浜市【①】



▲水辺の眺望を楽しめる場づくりをしている/墨田区【①】



▲水辺沿いの道に休憩スペースやオープンスペースを設けている/



▲河川沿いに桜を植栽し、彩りづくりに配慮している /板橋区石神井川)【❸】

護岸

方針 2

事例写真

周辺との調和や潤いづくりに配慮

護岸は、周辺や河川軸から見通した場合、大きく目に映る景観の要素です。周辺の環境や 街並みと調和した素材や仕上げ材の選定が重要です。

また護岸面は、長大で単調な景観となる場合があります。そのため、できるだけ護岸の緑化に配慮することが重要です。

●護岸の素材や仕上げ、色彩は、周辺の環境や街並みとの調和に配慮する。

- →例えば、隣接地が住宅地の場合は、隣接する擁壁・護岸等は、住宅地の建築物や緑との調和に配慮
- ②護岸の模様・表現においては、水辺に不調和な絵や文字等の彩色を避ける。
 - →護岸(助演者)の模様や表現のデザインは、水辺・緑・人など(主演者)が引き立つように控えめと し、「がんばり過ぎ」て過度に目立たせることにならないように配慮
- ③護岸面は、できるだけ緑化により表面を覆うなどに配慮する。
 - →できるだけ緑化用ブロックの使用に配慮
 - →無機質な仕上げになる場合は、できるだけつる性の植物で表面の緑化に配慮
 - →護岸を緑化する場合は、季節の変化や彩りのある樹木類の設定に配慮



▲護岸部にかごマットを使用して自然的な配慮をしている/朝霞市 【◆】



▲護岸部への不調和な絵や文字等の彩色を避ける/ (イメージ図)【②】



▲つる性植物でコンクリート表面を緑化し、潤いづくりに配慮をして いる/文京区【❸】



▲潤いづくりの護岸表面に草花をはわせている/練馬区【❸】